

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等を求める意見書

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症が、国内においても大規模に発生していることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき令和2年4月7日、7都府県に対し緊急事態宣言を行い、16日には全国へ拡大した。各都道府県は、緊急事態宣言の発令に基づき、不要不急の外出の自粛、「3つの密」を避けること等を求め、事業者に対しては営業自粛、休業要請を求めた。しかしながら、感染者は増加の一途をたどり、全国の感染者は1万人を越え、死者も300人に迫っている。今や、首都圏においては医療崩壊の段階に至ったと言っても過言ではない。

感染者の増加により感染経路が追えない市中感染が増加する等により、感染防止の最前線に立つ医療従事者が感染、院内感染が増加している。更には、マスクや感染防護具等の資材の不足は深刻で、医療機関の従事者は危機に瀕している。

また、緊急事態宣言に基づく営業自粛、休業要請に対する事業者支援措置は各自治体の財政力によって大きな格差が生じている。

よって、本市議会は国に対し、一刻も早く医療体制等の整備を図るとともに、感染の早期終息に向けた措置等を強化することにより、国民の生命と生活を守るため、次の事項について実現することを強く求める。

記

1. 濃厚接触を中心としたクラスター対策に加え、医療崩壊を防ぐため、PCR検査はドライブスルー方式等を強化、陽性者を早期発見し、ホテル等の宿泊施設への早期収容措置を徹底するよう当該知事との連絡を密にすること。
2. 医療従事者の感染防止を図るため、防護具等の確保を図るとともに、ワクチン及び有効な治療薬を早期に開発すること。
3. 地方自治体からの休業要請に応じた事業者に対する「協力金」に充てることと認められた地方創生臨時交付金の更なる拡充を講じるとともに、用途に関する地方自治体の裁量を柔軟に認めること。
4. 中小・零細企業等の資金繰り支援に向け、テナント料の支払い猶予等の法整備を講じるとともに、現融資制度の条件を大幅に緩和し誰もが使いやすくすること。
5. 企業活動の縮小・閉鎖、学校等の休校、外出自粛等で解雇、雇止め、或いは収入が大幅に減少した非正規労働者等に対する支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年4月24日

提出先 内閣総理大臣 殿
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣
内閣官房長官

愛知県豊明市議会議長 三浦桂司